

## 家畜伝染病予防対策に必要な経費

### 家畜伝染病予防費(継続)

#### I. ポイント

高病原性鳥インフルエンザ等の家畜伝染病の発生予防及びまん延防止を図るため、家畜伝染病予防法に基づく検査、患畜の殺処分等に必要な費用及び法に基づき殺処分した患畜等に対する手当金等について負担することとしており、これらの経費を拡充し、家畜防疫体制の強化・充実を図る。

(1) 家畜伝染病予防費負担金 2,694 (1,450) 百万円

家畜防疫員の旅費、薬品、生物学的製剤購入費、都道府県等が行う家畜伝染病のまん延防止に必要な衛生資材の購入費、焼却又は埋却に要した経費の一部及び特定家畜等についての移動制限等により当該家畜等に係る売上げの減少額等の一部について国が交付する。

(2) 患畜処理手当等交付金 1,020 ( 484) 百万円

家畜伝染病予防法の規定により、殺処分された患畜等の評価額の一部、焼却等に要した費用の一部を家畜等の所有者に対し交付する。

(1) + (2) = 3,714 (1,934) 百万円

#### II. 交 付 先

都道府県又は個人

#### III. 負担率及び交付率

(1) 10/10, 1/2 (法律補助)

(2) 10/10, 4/5, 1/2, 1/3 (法律補助)

〔担当課：消費・安全局動物衛生課〕